

( 駐 車 場 ) 設 置 事 業 計 画 書

**記入例**

事業計画者	住 所		氏 名		職業又は主要業務
	豊見城市字上田〇〇番地〇		(有)豊見城レンタリース 代表取締役 豊見城 太郎		レンタカー業
申請地	豊見城市字 上田 西後原 〇〇番〇 (1,200㎡)				
既存の資材置場 ( の状況 (〇月〇日 現在)	所在地	面積	資材( )の種類	数量	保管方法
	豊見城市 字上田 東後原 〇〇番地〇 〇〇番地〇  合計	100㎡ 150㎡ 250㎡	普通乗用車	15台	屋外
新たに資材置場 ( を必要とする具体的理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の駐車場が狭いため。</li> <li>・申請地近くの〇〇アパートの住民より要望があったため。</li> <li>・申請地近くの〇〇〇より要望があったため。</li> <li>・規模拡大に伴い新しい駐車場が必要。</li> <li>・〇〇〇の利用者が増え、新しい駐車場が必要。</li> <li>・〇〇〇の移転に伴い、駐車場が必要。</li> </ul>				
申請地を 選定した理由 (事業所等との 位置的関係等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の駐車場から近く、管理上便利である。</li> <li>・〇〇アパートから近く、利便性が高い。</li> <li>・〇〇〇から近く、利用者にとって便利である。</li> <li>・〇〇〇から近く、業務上便利である。</li> <li>・賃貸借権を設定できる土地が申請地しかなかったため。</li> </ul>				
申請地の 利用計画	資材( )の種類	数量	必要面積	保管方法・その他	
	普通乗用車	34台	700㎡	屋外	
附帯施設の 計画	種 別	数 量	面 積	構 造 ・ そ の 他	
	仮設プレハブやコンテナなど附帯施設の設置は計画していません。				
隣接地等への 被害防除及び 保安措置等	隣地との境界には、ブロック(80cm)の上に金網フェンスを設置して、土砂の流出や溢水がないようにします。万一、周辺地に被害を与えた場合は、責任をもって対処します。				
その他特記 事項					

※譲受人が、既に同様の施設を有している場合は、ここに記入してください。(他市町村に所持している場合を含む)

また、既存の施設の位置図と現況の写真(図面も可)を添付してください。

- 注) 1 申請人の職業・業務について行政庁の営業免許等を要するものはその写しを添付すること。  
 2 既存施設等の状況資料として位置図及び平面現況図(又は写真)を添付すること。  
 3 申請地の利用計画及び附帯施設計画については平面図を添付すること。  
 4 附帯施設の計画がない場合は、空欄ではなく「仮設プレハブやコンテナなど附帯施設の設置は計画していません」などと具体的に記載すること。

※申請に係る農地の面積は、転用事業の内容、敷地の形状、建物の配置等から必要最小限度の面積である必要があります。転用面積が適正と認められない場合は許可をすることができませんので、本資料に記載する設置・配置物(資材、車両等)の種類と数量について、別添の必要添付書類である「利用計画図」の作成の際に、申請地における設置・配置計画を図で示してください。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】  
 関連法令:農地法施行規則第47条第4号

※転用計画において、隣接地等への被害防除・保安措置等の計画が十分でない場合は、下記のとおり許可をすることができませんので、具体的な計画を記載してください。また、別添の必要添付書類である「利用計画図」の作成の際にも、具体的な被害防除・保安措置の計画を示してください。

【農林水産省作成資料「農地法の運用について」、沖縄県作成資料「農地法関係事務処理の手引き」より】 関連法令:農地法第4条第6項第4号、第5条第2項第4号  
 申請に係る農地の転用行為により、土砂の流出又は崩壊その他の災害(ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等)により周辺の農地の営農条件への支障がある場合を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合その他の 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができない。